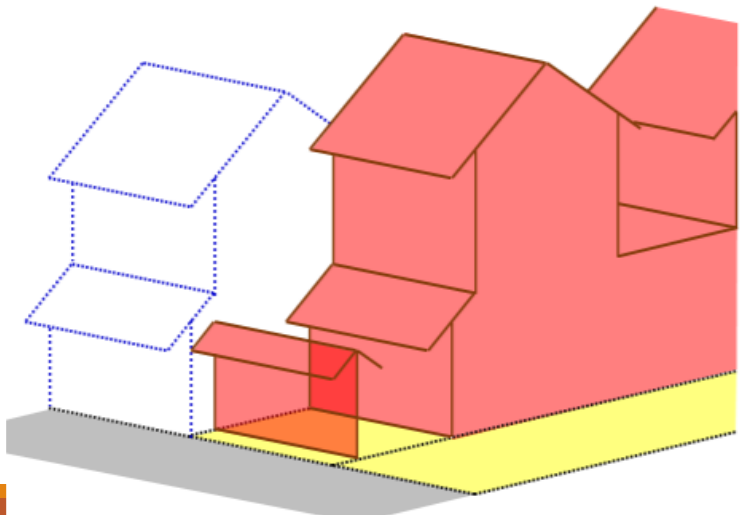
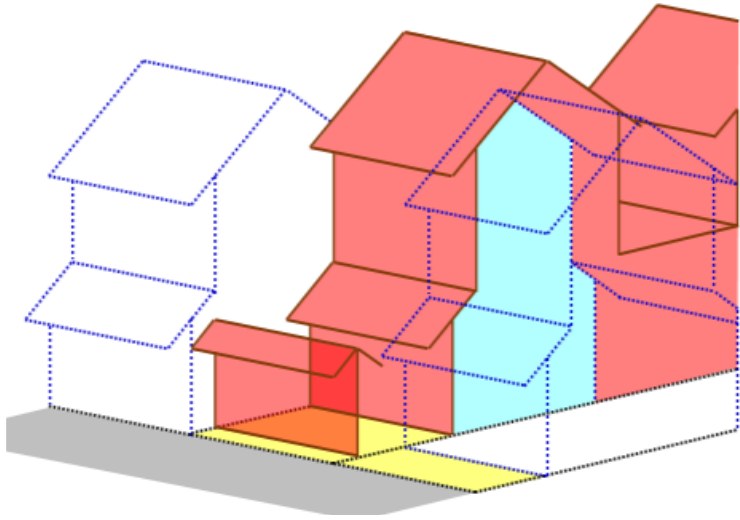


(報告1)村上市建造物外観修景事業他1 事業の制度の見直しについて

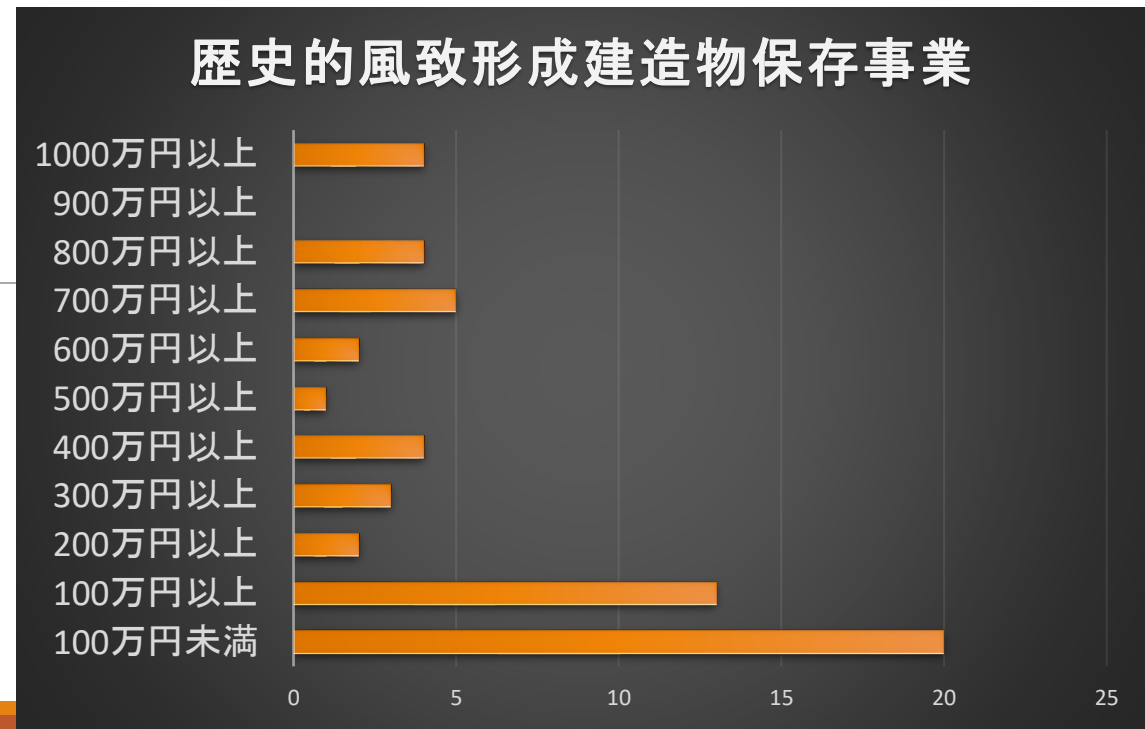
①歴史的風致形成建造物保存事業補助金の概要



- ①交付対象建造物：歴史的風致形成建造物及び昭和20年以前の建築物と工作物
- ②補助金算出：外壁延長×34万円もしくは事業対象工事費の3分の2以内のどちらか低い額を対象に補助（外壁延長は道路に面しているかどうかは関わらない）
- ③修理基準：村上市景観計画において定められた景観形成基準を原則とし個々の建造物の外観特性に配慮しながら個別協議により判断
写真や図面等を参考に建築当時の意匠形態に修理
写真や図面等が無い場合には、現建造物の構造や所有者等からの聴取により建築当時の意匠形態を推測し修理。

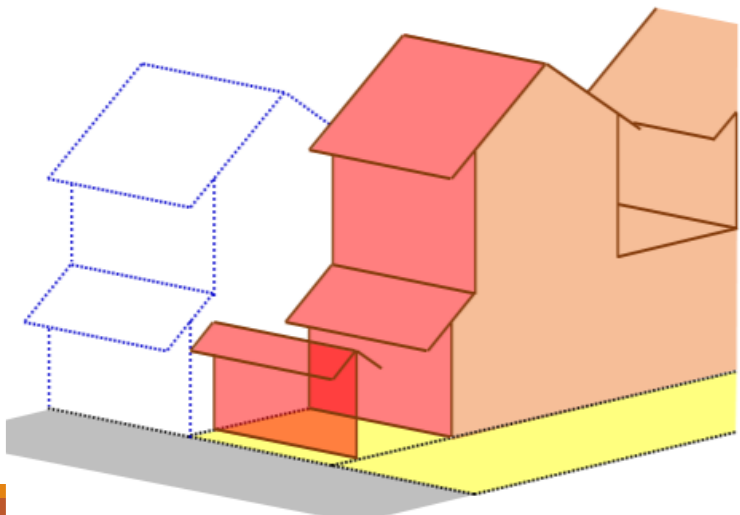
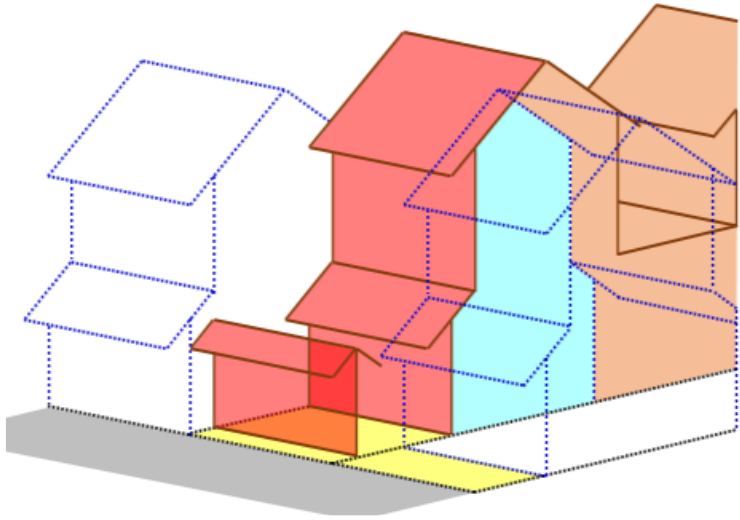
平成29年度から令和6年度までに、59件に対して補助

(補助金ベース)



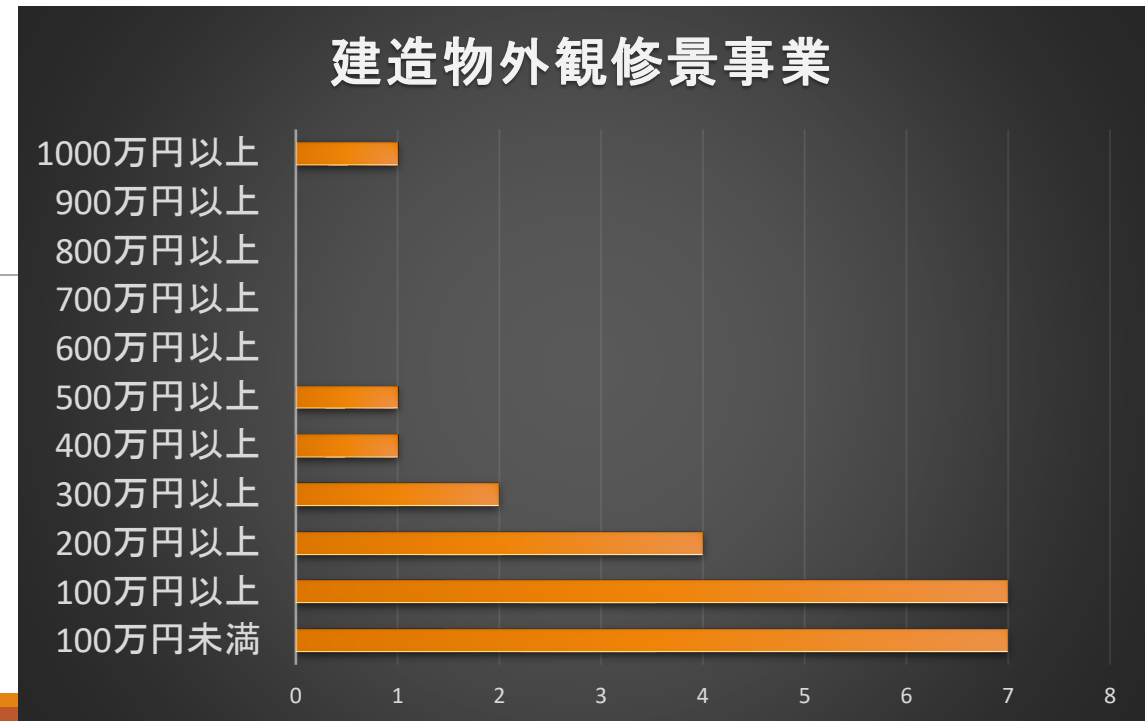
② 建造物外観修景事業補助金の概要

- ① 交付対象建造物：事業区域内の建造物及び工作物
- ② 補助金算出：
 - (1) 歴史的建造物に対しては外壁延長×34万円
 - (2) 非歴史的建造物に対しては外壁延長×26万円
 - (1)、(2) 若しくは事業対象工事費の3分の2以内のどちらか低い額を対象に補助
(外壁延長は道路に面している面のみ)
- ③ 修理基準：村上市景観計画において定められた景観形成基準を原則とし個々の建造物の外観特性に配慮しながら個別協議により判断
該当場所に立地していた建造物の意匠形態を復元、もしくは周辺の歴史的建造物に影響を与えない程度の修景を基準



平成29年度から令和6年度までに、23件に対して補助

(補助金ベース)



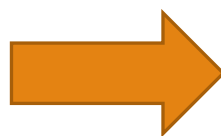
(件)

事業効果

・平成29年度～令和6年度までで、建造物の修理・修景が進み町並みが劇的に改善



(修理・修景前)



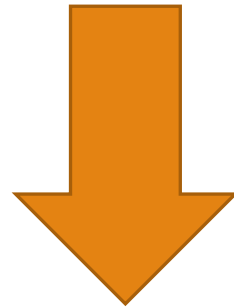
(修理・修景後)



修理・修景した町家の風景

事業について(課題)

- ・修理・修景効果が進み町並みが劇的に改善されてきているが、集客効果については十分とは言えない
- ・第3次村上市総合計画に記載されている、歴史的活動の活性化や継承について、十分に行えているとは言えない



次の段階として、観光事業やまちづくり事業に力をいれたい

このため、

- ・修理・修景事業の補助金を見直し、



観光事業、まちづくり事業に投資をすることで



より魅力ある村上城下町をつくる

注意点

- ・修理・修景事業を廃止するものではない
(現在、事業区域の拡大について検討している)
- ・現段階で決定した事項はないので、情報提供まで
にお示しするもの

ご清聴ありがとうございました